

2013年
夏
No.57

「始動」

2013
夏
No.57
発行元：埼玉中央法律事務所

「SAICHU」とは埼玉中央法律事務所の略称として、また皆様の法的ニーズにお応えするべく
弁護士・事務局が一丸となって、日々努力している真の「最中(SAICHU)」との意味を込めています。

特集
憲法改正で日本が沈没するかもしれない
4つの理由

【What's アベノミクス?】
日本人って「限定」って言葉に弱いよね
アベノミクスでヤバイぞマイホーム!

【行列のできぬ法律相談所】
ごね
悪足掻る男

【デートDV】
「愛してる」って言わないで

【外国人の非正規滞在問題】
消えないニッポン人の鎖国意識

分かってるつもりが一番危ない
**お父さんのための
パワーハラ・セクハラ講座**



「一人じゃない」

法律問題というものは、専門家によるアドバイスが
トラブルの事前防止、早期解決につながります。

当事務所では紹介者の有無を問わず相談日を設け
弁護士12名が広くご相談に対応いたします。

なにも、一人で悩むことなんてないんですよ



JR大宮駅東口 徒歩5分
埼玉中央法律事務所

埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目28番地 あじせんビル4階(受付)
電話 048-645-2026 <http://saitamachuuou.gr.jp>





20XX年、加速する少子高齢化。消費税率は25%にもなり、不十分な年金と病院代は5割負担。

TVは政府公報のような忖組ばかりが流され、失業者は街中に溢れかえる。

職を求める民衆が国会前で開こうとする集会には治安出動した軍隊が容赦なく暴力を振るう。変わり果てた日本の姿がそこにあった。

なぜ、こんな社会になってしまったのか。憲法が変えられたら私達の生活はどうなるのか。今こそ、想像力を働かせて考えなければいけない。

憲法改正で日本が沈没するかもしれない 4つの理由

Photo by panDx1

憲法なんて読んだ事もないし、そもそも興味がない

衆議院で多数派となった自民党は、日本維新の会、みんなの党等と共に、憲法を簡単に変える事を可能にするため、現行の国会議員の3分の2の賛成から、2分の1の賛成で変更ができるようハードルを下げるべく、憲法96条の改正を唱えている。

「手続きを変えるだけならいいじゃないか？」なんて簡単に思っていると、いつの間にか権力者の都合のいいように中身も変えられ、気がついたら冒頭のような、自由もなく貧しい、非常に息苦しい生活の近未来が待っているかもしれない。

今、憲法に何が起きているのか、その問題点を一つずつ探ってみよう。

税率アップ、保障費削減

自民党改正草案の裏の力

自民党は2012年に、軍隊を認め、国民の人権を制限しやすくする「日本国憲法改正草案」(以下、「改正草案」)を発表している。

改正草案の中身でまず目を奪われるのは、軍隊を持たないとしていた9条2項を削り、180度反対の「国防軍」を持つことになっている。「国防軍」ができ、活動が広がるということになれば、「軍事費」は大幅にアップ、増えた軍事費分について政府は増税するか、軍事費以外の出費を抑える事となるだろう。

もし、その両方を行うともなれば、一番やりやすい消費税の税率を引き上げるだろうし、出費を抑えるなら公共事業費ではなく、医療や年金といった社会保障費を真っ先に削ろうとする事は、容易に想像できるのである。



弁護士 青木 努
弁護士は数居が高いというイメージを打破します。伊坂幸太郎や米澤穂信など、ジャンルとしては難しくない推理物、また、モータースポーツ観戦が好きです。

改正案の問題点① 「国防軍」日本の未来は火垂るの墓!?

自衛隊には様々な制約があり、なかなか海外に出て行くことはできない。でも、改正草案では、「国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動」を行えるようになっていく。

少し乱暴な言い方をすれば、米国が必要だとすれば、「国際的に協調して行われる活動」だからとして、いとも簡単に「国防軍」を海外に派兵できるのである。

派兵すると言う事は、結果として多くの血が流され、大勢の人間が死ぬ事になる。その中には、自分の家族、知り合いもいるかもしれない。また、軍隊に所属している家族や知り合いもいないし、自分は関係ないと思いがちだが、敵となった国からすれば、憎き日本自体を攻撃しようとするのは当然であり、結果として私たち自身も殺されることになるかもしれない。なにも殺されるのは軍人ばかりではない。

悲しい事だが、それが「戦争」なのだから。また、「国防軍」を海外に派兵できるのは、前述の場合だけではない。
改正草案の25条の3には「国は、国外において緊急事態が生じたときは、在外国民の保護

人権が制限できるようになれば、何かよく分からない利益のために私たちの人権は制限されてしまうという事になる。

だから、「国防軍」の海外派兵に反対するためや、原発の再稼働に反対するために集会を開こうとしても、それが国の利益に反すると権力者が判断すれば、国民は集会も開けなくなる。「物言えば唇寂し」という戦前社会の再来ともなりかねないのだ。

改正案の問題点④

22条から「公共」と「公益」の文字が消された本音のイミ

日本国憲法の22条には「公共の福祉」という言葉が記載されているが、改正草案の22条からはその記載が消えて無くなっている。しかも、改正案22条には、他の条文と異なり「公益及び公の秩序」という言葉も見当たらない。

一体、これは何を意味するのだろうか？
22条の職業選択の自由には「営業の自由」も含まれていると考えられているが、今の憲法では、企業の「営業の自由」も無制限ではなく、国民の人権を侵さない限りで認められるにすぎないとされている。

だから、企業は労働者の権利を守らなければならないが、労働者を勝手にクビにすることなどは当然できないし、最低賃金の決まりもある。また、労働時間も決められ、それを超えれば割増賃金(残業代)も払

に努めなければならない。」と記載されている。これは日本単独でも、「在外国民を保護するため」と称して海外派兵ができる事を意味しているが、かつての日本が、この理由で中国に出兵しているという歴史を忘れてはいけない。また、「国防軍」は、「緊急事態における公の秩序を維持」するための活動が行えるため、「秩序維持」を名目として、派兵阻止等といった国民の反対運動を武力で弾圧する事ができるという点も見逃してはいけない。

改正案の問題点②

「無償の家族愛」に隠されたカラクリ

改正草案の24条1項では「家族は、互いに助け合わなければならない。」と記載され、道徳的にはいいことをいっているのかもしれないが、道徳と法は違うのだ。

こんなことまで国から命令されるいわれはなく、何よりもこの言葉のウラは「介護でも何でもまずは家族でやってくれ」という事である。つまりは「無償の家族愛」という響きの良い言葉を用いて、国民に家族の面倒を見る事を強いる事で、国の社会保障の負担が減った↓だから社会保障費を削減するというのが政府のシナリオである。

社会保障費が削減されれば、医療費の自己負担割合も今よりもっと高くなるだろうし、生活保護も「家族がいるのであれば認めない」等、支給要件はさらに厳格化、年金がもらえなくても、「それまで払っていないのだから自業自得」

で切り捨てられる社会になるかもしれない。

改正案の問題点③

「もの言えば唇寒し」な社会の再来?

そもそも人権とは「人が、多数決によっても奪うことができない生まれながらに持っている権利」のことである。
今の日本国憲法では、人権は「公共の福祉に反しない限り」最大限尊重されるとなっている。しかし、改正草案では「公益及び公の秩序に反しない限り」最大限尊重されると記載が変更されているのだ。

ズバリ、この違いは何なのだろうか？
「公共の福祉」とは、人権と人権が衝突する場合、その調整をするということであり、「公益及び公の秩序」とは、まさに国の利益や社会秩序のことである。

例えば、家庭で喧嘩しながら夕食をとっている所に急遽、お隣の夕食は何、ということでもヨースケやテレビカメラが入ってきたらどうだろうか？
私たちにプライバシーの権利があり、テレビ局には、国民の知る権利のために報道の自由がある。

このように、権利が衝突するような場合に、どちらの権利が優先するのか、それを決めるのが「公共の福祉」という考え方である。
つまり、人権を制限しなければならぬ場合であっても、それは他の人権を守る場合に限られるのであり、「公益及び公の秩序」のために

増える軍事費、減らされる社会保障費
安い給料で働かされて、いらなくなったたらクビだ!!

